

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))(説明書を兼ねる)

令和5年3月3日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北陸新幹線建設局長 綿貫 正明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本公示は説明書を兼ねています。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和5年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の趣旨

本役務は、整備新幹線の整備によってもたらされる利用者便益などの直接便益を定量的に把握するため、消費者余剰モデルにより計測することを目的とするものであり、四段階推計法による全国の新幹線鉄道網を対象とした需要推計、便益計測並びに算出結果の妥当性の検証を行うものである。

本役務の実施に当たっては、便益計測には、高い精度が求められていることに加え、算出結果が事業評価等に活用されることを考慮し、鉄道プロジェクトの需要推計に関して豊富な実績及びこれまでの調査実績を踏まえた客観的な評価を行う能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本役務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 役務の概要

(1) 役務件名 令和5年度整備新幹線における便益計測に関する調査

(2) 役務の目的

本役務は、整備新幹線の整備によってもたらされる利用者便益などの直接便益を定量的に把握するため、消費者余剰モデルにより計測することを目的とする。

(3) 役務内容

本役務は、四段階推計法による全国の新幹線鉄道網を対象とした需要推計、便益計測並びに算出結果の妥当性の検証を行うものである。

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

令和5年6月中旬～令和6年3月上旬

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木設計調査」に係る令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 当機構理事長から「近畿地区」において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 当該業種区分における、令和3年度の当機構の作業成績が、平均60点未満でないこと。
- カ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(a)については、会社等（会社法規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (a) 一方の会社等の役員（会社法第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第12号に規定する社外取締役
 - d 会社法第2条第15号に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 会社法第575条第1項に規定する持ち分会社（合名会社、合資会社又は共同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者
- (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (c) 一方の会社の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合
- (d) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 参加意思確認書の提出者の役務実績に関する要件

参加意思確認書を提出する者は、下記に示される「同種役務」について平成24年度から本件の参加意思確認書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件をみたす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

業務内容	
同種役務	下記の（ア）及び（イ）を満たすこと (ア) 四段階推計法による幹線交通網の需要推計 (イ) 幹線交通の整備による便益計測

※幹線交通とは、航空、鉄道、幹線旅客船、幹線バス、乗用車等で都道府県を越える交通をいう。

なお、同種役務を1件名で満たすことができない場合は、複数件名をもって同種役務とみなす。

(3) 配置予定技術者に関する要件

ア 配置予定技術者の資格

以下の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通省大臣認定を受けている必要がある。

また、参加意思確認書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加意思確認書を提出することができるが、この場合、参加意思確認書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、7(2)に示すプロポーザル方式による技術提案書の提出予定期限までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

主任技術者：以下のいずれかの資格を有する者とする。

a 技術士（建設部門（都市及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画、建設一港湾及び空港、建設一道路、建設一鉄道のいずれか））又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者の交通）

b R C C M（都市計画及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか）、鉄道設計技士（鉄道土木）、土木学会認定土木技術者（1級土木技術者の交通）又はこれらと同等の能力と経験を有する者

なお、R C C M（都市計画及び地方計画、港湾及び空港、道路、鉄道のいずれか）、鉄道設計技士（鉄道土木）、土木学会認定土木技術者（1級土木技術者の交通）の資格を有する者と同等の能力と経験とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ・建設に係る業務に関し 30 年以上の実務の経験を有する者
- ・大学又は高等専門学校を卒業した者で建設に係る業務に関し 20 年以上の実務の経験を有する者

イ 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者は、(2)に示される「同種役務」について、平成 24 年度から本件の参加意思確認書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該業務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができます。）において、1 件以上の経験を有していなければならない。

ウ 手持ち業務量

主任技術者：本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

なお、手持ち業務とは、以下の業務をいう。

(ア) 主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。

(イ) 手持ち業務には本役務は含まず、プロポーザル方式の特定後未契約のものを含む。

この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。

(ウ) 手持ち業務の契約金額については、当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額とする。

(イ) 複数年度契約の手持ち業務の契約金額については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、月数については、各月の日数に関係なく履行期間に含まれる月をひと月として算定する。

(オ) 設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。なお、出資比率等で分担金額が確認できない場合は、総契約金額とする。

(注) 配置予定の技術者が参加意思確認書提出後から本役務の見積り合わせまでの間において、手持ち業務の契約金額又は件数が、上記に抵触することとなった場合は、直ちに申し出ること。

なお、この場合の取扱いは以下のとおりとする。

(ア) 特定通知受領前である場合は、参加意思確認書又は技術提案書を取り下げること。

(イ) 特定通知受領後から見積提出前である場合は、見積を辞退すること。

(ウ) 見積提出後である場合は、見積を無効とする。

また、事前に判明していたにもかかわらず、本役務の見積決定後に申し出るなど不適切な対応を行った場合は、見積決定を無効にするとともに指名停止を行うことがある。

4 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加意思確認書の作成方法

参加意思確認書の様式は別添（様式－1～3、A4判）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

参加意思確認書及び資料を提出する場合は、5(2)で配布する様式を使用するものとし、複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ、ファイル要領は、10MB以内で作成すること。

契約書等の印が付いている者はスキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

(2) 参加意思確認書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成24年度以降の役務実績	<ul style="list-style-type: none">・参加意思確認書の提出者が過去に受託した「同種役務」の実績について、3(2)に規定する内容に基づき記載する。・記載する役務件数は、2件とする。・記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
配置予定主任技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定主任技術者について、経歴等を記載する。・3(3)イに規定する役務経験について記載する。記載する件数は、最大2件とする。・平成29年度から令和3年度までに従事した当該業種区

	<p>分における当機構発注の役務件名及び作業成績を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3(3)ウに規定する手持ち業務について全て記載する。 ・ 当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、業務名の先頭に「低」を付して記載する。 ・ プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名のあとに「特定済」と明記するものとする。この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。 ・ 記載様式は、主任技術者については様式-3を用いることとする。
--	--

(3) 記載した同種役務の実績及び経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認証の写しを添付すること。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。配置予定技術者が記載した同種役務の経験に従事したことが確認できる書類を添付すること。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号
 (新大阪トラストタワー11階)
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 北陸新幹線建設局 総務部 契約課 契約係
 電話 06-6394-6029
 電子メールアドレス keiyaku.osk@jrtt.go.jp

(2) 資料の交付期間、交付場所及び交付方法

- ア 交付期間 表-1に示す期間。
- イ 交付場所 (1)と同じ。
- ウ 交付方法 (1)の担当支社等で交付又は電子メールによる電子データを交付する。
 交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡すること。

(3) 参加意思確認書の受付期間、提出場所及び提出方法

- ア 受付期間 表-1に示す期間。
- イ 提出場所 (1)と同じ。
- ウ 提出方法 書面を提出場所への郵送、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール（郵送の場合は書留郵便、信書便の

場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。)により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

エ 電子メールで提出する場合の留意事項

電子メールを利用して書類を提出する場合は、複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ、ファイル容量は10MB以内で作成すること。

なお、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat9.0形式以上で作成したもの) 上記に加え特別に認めたファイル形式

ファイルを圧縮する場合は、LZH形式又はZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

6 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問がある場合は、書面(様式自由)を郵送等により提出すること。押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。質問書に回答を受ける担当窓口の部署、指名、電話番号及びメールアドレスを併記するものとする。

なお、電送によるものは受け付けない。

ア 提出期間 表-1に示す期間。

イ 提出場所 5(1)に同じ。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

また、電子メールにより、説明書を受理した全ての者に質問の内容及び質問に対する回答を送付する。

ア 閲覧期間 表-1に示す期間。

イ 閲覧場所 5(1)に同じ。

7 参加意思確認書の審査

(1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面又は電子メールにより通知する。この場合、別途プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請す

る。

・技術提案書の提出予定期限： 表－1に示す期限。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、応募要件を満たさないとされた理由を書面又は電子メールにより通知する。

8 応募要件を満たさないとされた理由の説明に関する事項

7 (3)の通知を受けた者は、次に従い契約担当役に対して応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 7 (3)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）後の16時。
- (2) 提出先 5 (1)と同じ。
- (3) 提出方法 書面（様式は自由）郵送等するものとし、押印省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めたものに対し書面又は電子メールにより回答する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)と同じ。
- (3) 3 (1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課で隨時受け付ける。

- (4) 3 (2)役務実績及び3 (3)配置予定技術者の役務経験については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放定期であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する企業等にあっては、我が国における役務の実績及び役務の経験をもって判断するものとする。
- (5) 本役務を受注したコンサルタント及び本役務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本役務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (6) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び応募要件を満たさないとされた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (7) 参加意思確認書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加意思確認書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 提出された参加意思確認書は返却しない。

なお、提出された参加意思確認書は、技術提案書の提出者の選定以外に無断で使用し

ない。

- (10) 参加意思確認書の提出後において、原則として参加意思確認書に記載された内容の変更を認めない。また、参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であると契約担当役の了解を得なければならない。

10 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験したもの者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験したもの（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機

構における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の4月に締結した契約については 93 日以内）

表－1．本入札手続きに係る期間等

参加意思確認書等の受付は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く、10時から16時とする。

資料の交付期間	令和5年3月3日（金）から令和5年3月30日（木）まで。
参加意思確認書の受付期間	令和5年3月3日（金）から令和5年3月31日（金）まで。
資料等の内容についての質問受付期間	令和5年3月6日（月）から令和5年3月22日（水）16時まで。
資料等の内容の質問への回答閲覧期間	令和5年3月24日（金）から令和5年3月31日（金）16時まで。
技術提案書の提出予定期限	令和5年5月18日（木）

(様式－1)

令和 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 北陸新幹線建設局長 殿

(提出者) 住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役職名
氏 名

参 加 意 思 確 認 書

(役務件名) 令和5年度整備新幹線における便益計測に関する調査

標記役務の参加意思確認書を提出します。

なお、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当する者でないこと、提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(担当者) 担当部署
氏 名
電話番号
E-mail

本件責任者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

担当者：○○株式会社 ○○課 ○○ ○○

連絡先1：○○○-○○○-○○○○ (代表)

連絡先2：○○○-○○○-○○○○ (○○課)

(注) 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。

(様式－2)

・企業の平成24年度以降の役務の実績

会社名)

役務分類	同種	同種
件名		
契約金額		
履行期間		
発注機関名 住所 電話		
役務の概要		
技術的特徴		

注1：役務分類には、説明書の3(2)「参加意思確認書の提出者の役務実績に関する要件」において定義した同種役務を示すこと。

注2：記載した役務の実績を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること。）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

注3：記載した役務の実績が当機構の実績の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

(様式－3)

・配置予定主任技術者の経歴等

① 氏名 ふりがな	②生年月日		
③所属・役職			
④保有資格			
技術士	(部門 : 分野 :)	登録番号 :	・取得年月日
土木学会認定土木技術者	(部門 :)	登録番号 :	・取得年月日
鉄道設計技士	(部門 :)	登録番号 :	・取得年月日
R C C M	(部門 :)	登録番号 :	・取得年月日
その他	(名称 :)	登録番号 :	・取得年月日
⑤同種業務の経歴			
件名	役務概要	発注機関	履行期間
【TECRIS 番号】	(技術者として従事)		年月～年月 (年 ケ月)
【TECRIS 番号】	(技術者として従事)		年月～年月 (年 ケ月)
⑥手持ち業務の状況(令和5年3月3日現在、主任技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務)			
件名	発注機関	履行期間	契約金額
			契約金額 円 (うち当該年度分 円)
手持ち業務件数の合計 当該年度分の契約金額の合計			件 円
⑦平成29年度から令和3年度までに従事した当機構発注の土木設計調査の経験(500万円以上のものに限る。)			
件名	作業成績(点)		

注1：表中④に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

注2：表中⑤に記載した業務の経験を確認できるテクリス完了時登録内容確認書の写しを添付すること（テクリス登録番号を記載すること。）。テクリスに登録されている内容で確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。表中⑤に記載した業務に従事したことが確認

できる資料を添付すること。主任技術者においては、技術提案書の特定基準における「役務の経験の件数」に該当する場合は、2件以上記載すること。

注3：表中⑤に記載した役務の経験が当機構の経験の場合は、作業成績評定通知書の写しを添付すること。

注4：表中⑥には以下のとおり記載すること。

- ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」と記載すること。
- ・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、業務名の後に「特定済」と明記し参考見積を記載すること。
- ・複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ・当機構発注の役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ・設計共同体として受注した手持ち業務の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を添付すること。

注5：表中⑦に記載した役務の作業成績評定通知書の写し及びテクリス完了時登録内容確認書（テクリスに登録されている場合に限る。）の写しを添付すること。

(別添)

経歴書

氏名 ふりがな	生年月日
経歴（直近の順に記入）	
1)	年　月～　年　月（　年　ヶ月）
2)	年　月～　年　月（　年　ヶ月）
3)	年　月～　年　月（　年　ヶ月）
4)	年　月～　年　月（　年　ヶ月）
5)	年　月～　年　月（　年　ヶ月）
累計（　年　ヶ月）	

注1：本別添経歴書は、技術者資格において「これらと同等の能力と経験を有する者」に該当する場合のみ使用・作成すること。

注2：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて記載すること。